官報（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務七〇）　一
〔告示〕
○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（総務二八〇）　一〇
○衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二八一）　一二
○設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二八二）　一三
○携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件（同二八三）　一五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　二二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二三
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十三日　総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号の六の次に次の一号を加える。

三十七の七　「携帯用位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する遭難自動通報設備であつて、携帯して使用するものをいう。

第四条の四第一項の表中「衛星非常用位置指示無線標識」を「携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識」に改める。

第十二条第九項の表中

衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz

を

携帯用位置指示無線標識	A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz

に改める。

第三十七条第三号中「若しくは遭難航空機」を「、遭難航空機又は遭難者」に、「国若しくは」を「国又は」に改め、同条第十四号中「若しくは遭難航空機」を「、遭難航空機若しくは遭難者」に改める。

第三十八条第一項の表八の項業務書類の欄中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加え、同条第三項中「船上通信局」を「遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局」に改める。

第四十一条の二の六中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　遭難自動通報局であつて、携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの

第四十二条の二の表一の項中「衛星非常用位置指示無線標識」を「携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識」に改める。

第四十三条第二項及び別表第五号第十一号中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

第四条第二項の表十二の項中「携帯局」の下に「、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）」を加え、同表十四の項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

第五条第一項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

別表第二号第一の2の表中「100分の33.33333」を「3分の1」に改め、同別表注27(4)の表及び(5)の表中「100分の33.33333」を「3分の1」に改め、同注27(9)中「、イ及びウ」を「からオまで」に改め、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ　ローカル番組

(ア)　ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

(イ)　天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

(ウ)　ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

(エ)　総合計

総合計(ア)＋(イ)＋(ウ)	時間　分（　%）

（注1）　超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

（注2）　アの放送番組表に基づいて記載すること。

（注3）　出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

（注4）　合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ　自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 100.0%

（注1）　アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

（注2）　①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

（注3）　自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

別表第二号の三第一中「構内無線局、陸上移動局、携帯局」の次に「、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）」を加え、同別表注8(1)を次のように改める。

(1)　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。ただし、遭難自動通報局（開設又は継続開設の場合に限る。）並びに無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。

別表第二号の三第一注10ただし書中「希望する場合」の次に「及び遭難自動通報局の場合」を加え、同別表注19に次のただし書を加える。

ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

別表第二号の三第一注21に次のただし書を加える。

ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

別表第二号の三第一注27中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8)　遭難自動通報局にあつては、個体識別コード及び緊急時における申請者以外の2以上の者の連絡先を記載すること。

別表第二号の三第三中「特定船舶局、遭難自動通報局」の次に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

第八十一条の七第二項及び第三項中「遭難通報」の下に「、携帯用位置指示無線標識の通報」を加える。

第百七十一条の三第五項中「航空局は」の下に「、携帯用位置指示無線標識の通報」を加える。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「捜索救助用位置指示送信装置」の下に「、携帯用位置指示無線標識」を加える。

第四十五条の三の三の二の次に次の一条を加える。

（携帯用位置指示無線標識）

第四十五条の三の三の三　G一B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一二一・五MHzを使用する携帯用位置指示無線標識は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を同時に送信することができること。

ロ　小型かつ軽量であつて、一人で容易に持ち運びができること。

ハ　筐体は容易に開けることができないこと。

ニ　筐体に黄色又はだいだい色の彩色が施されていること。

ホ　筐体の見やすい箇所に、機器の取扱方法その他注意事項を簡明に、かつ、水で消えないように表示してあること。

ヘ　取扱いについて特別の知識又は技能を有しない者にも容易に操作できるものであること。

ト　手動により動作を開始し、及び停止することができること。

チ　不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。

別表第一号一(3)アの表を次のように改める。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別				
			備設線無の四の号一第項一第条二第	備設線無の九の号一第項一第条二第	備設線無の十の号一第項一第条二第	備設線無の一十の号一第項一第条二第	備設線無の二十の号一第項一第条二第
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	○	○	○	○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○	○	○	○	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○	○	○	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○	○	○	○
	比吸収率	比吸収率測定装置					
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	○		○	○	○
	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ					
	プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器				○	
	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器		○			
	総合周波数特性	低周波発振器 電力計		○			
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計		○		○	
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器					
	送信時間	低周波発振器 オシロスコープ					
	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○		○	注3○	○
	搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器					
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ					
受信装置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○	○	○	
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計					
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計					
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計					
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計					
	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ					
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計					
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計					
	局部発振器の周波数変動	周波数計					
	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器					
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計					

リ　電波が発射されていることを表示する機能を有すること。

ヌ　正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。

二　送信装置は、第四十五条の二第一項第一号に規定する条件に適合すること。

三　空中線は、第四十五条の二第一項第三号に規定する条件に適合すること。

四　電源は、一次電池を使用するものであり、かつ、その電池の有効期限を明示してあること。

五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第一号の表注28中「衛星非常用位置指示無線標識」の次に「、携帯用位置指示無線標識」を加える。

別表第二号第一の表G一Bの項及び第3並びに別表第三号13中「衛星非常用位置指示無線標識」の次に「、携帯用位置指示無線標識」を加える。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

六十八　設備規則第四十五条の三の三においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識

													○										○	○	○	○	備設線無の二の二十の号一第項一第条二第
					注17注7○	注17注7○		注7○	注17注7○	○						注7○	○				○		○	○	○	○	備設線無の三十の号一第項一第条二第
注8○		注8○				注8○	注8○	注8○	注8○	○							○	○			○		○	○	○	○	備設線無の四十の号一第項一第条二第
注10○	注9○	注10○	注10○	注11○	注12○	注10○	注11○	注10○	注10○	○			注3○			注9○			注9○		○		○	○	○	○	備設線無の五十の号一第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号二第項一第条二第
																					○		○	○	○	○	備設線無の二の号二第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号三第項一第条二第
										○			注18○										○	○	○	○	備設線無の二の号三第項一第条二第
										○			○								○		○	○	○	○	備設線無の号四第項一第条二第
										○			注3○								○		○	○	○	○	備設線無の二の号四第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の四の号四第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の五の号四第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の六の号四第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の七の号四第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号五第項一第条二第
										○			注4○										○	○	○	○	備設線無の号六第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の号六第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の三の号六第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の号七第項一第条二第
										○			注5○										○	○	○	○	備設線無の号八第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号九第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の二の号九第項一第条二第
										○			注15○									注13○	○	○	○	○	備設線無の号十第項一第条二第
										○	○	○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の三の号一十第項一第条二第
										○	○	○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の四の号一十第項一第条二第
										○	○	注14○	○										○	○	○	○	備設線無の五の号一十第項一第条二第
										○	○	注14○	○										○	○	○	○	備設線無の六の号一十第項一第条二第

										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の二の六の号一十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の三の六の号一十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の四の六の号一十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の五の六の号一十第項一第条二第
										○	○	○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の七の号一十第項一第条二第
										○	○	○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の八の号一十第項一第条二第
										○	○	○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の二の八の号一十第項一第条二第
										○	○	注14○	○										○	○	○	○	備設線無の九の号一十第項一第条二第
										○	○	注14○	○										○	○	○	○	備設線無の十の号一十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の二の十の号一十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の三の十の号一十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の四の十の号一十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の五の十の号一十第項一第条二第
										○	○	○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の一十の号一十第項一第条二第
										○	○	○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の二十の号一十第項一第条二第
										○	注16○	注14○	注15○									注13○	○	○	○	○	備設線無の三十の号一十第項一第条二第
										○	注16○	注14○	注15○										○	○	○	○	備設線無の四十の号一十第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の五十の号一十第項一第条二第
										○		注14○	○										○	○	○	○	備設線無の六十の号一十第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の七十の号一十第項一第条二第
										○		注14○	○										○	○	○	○	備設線無の八十の号一十第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の九十の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○		○	備設線無の十二の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の十二の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三の十二の号一十第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の一十二の号一十第項一第条二第

										○			注15○										○	○	○	○	備設線無の二の一十二の号一十第項一第条二第
										○		注14○	○										○	○	○	○	備設線無の二十二の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三十二の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の四十二の号一十第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の五十二の号一十第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の六十二の号一十第項一第条二第
										○		注14○	○										○	○	○	○	備設線無の七十二の号一十第項一第条二第
										○		注14○	○										○	○	○	○	備設線無の八十二の号一十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号二十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の号三十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号四十第項一第条二第
										○	○												○	○	○	○	備設線無の二の号四十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の号五十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の号五十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三の号五十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号六十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号七十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号八十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号九十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の二の号九十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の二の二の号九十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の三の二の号九十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の三の号九十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の二の三の号九十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の三の三の号九十第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の四の号九十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の五の号九十第項一第条二第

										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の六の号九十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の七の号九十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の八の号九十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の九の号九十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の十の号九十第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の一十の号九十第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号十二第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号一十二第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号一十二第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の三の号一十二第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号二十二第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号三十二第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号三十二第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の三の号三十二第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の号四十二第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の号五十二第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の号五十二第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三の号五十二第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の四の号五十二第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の五の号五十二第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の六の号五十二第項一第条二第
											○												○	○	○	○	備設線無の号六十二第項一第条二第
											○		○										○	○	○	○	備設線無の号七十二第項一第条二第
										○		○											○	○	○	○	備設線無の号八十二第項一第条二第
											○	○										注13○	○	○	○	○	備設線無の二の号八十二第項一第条二第
										注6○	注6○	○										注13○	○	○	○	○	備設線無の二の二の号八十二第項一第条二第
																							○	○	○	○	備設線無の三の号八十二第項一第条二第
																							○	○	○	○	備設線無の号九十二第項一第条二第
										注6○	注6○											注13○	○	注6○	注6○	○	備設線無の号十三第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の二の号十三第項一第条二第

										○													○	○	○	○	備設線無の三の号十三第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号一十三第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の二の号一十三第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の三の号一十三第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の四の号一十三第項一第条二第
										○			注20○										○	○	○	○	備設線無の五の号一十三第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号二十三第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号三十三第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号三十三第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の号八十三第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号九十三第項一第条二第
										○	○	○	○										○	○	○	○	備設線無の号十四第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の号一十四第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の号二十四第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の号三十四第項一第条二第
										○	○		○										○	○	○	○	備設線無の号四十四第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号六十四第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号七十四第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の二の号七十四第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の号八十四第項一第条二第
										○		注19○	注15○									注13○	○	○	○	○	備設線無の号九十四第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の号一十五第項一第条二第
										○		○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号二十五第項一第条二第
										○		○	○										○	○	○	○	備設線無の三の号二十五第項一第条二第
										○		注19○	注15○									注13○	○	○	○	○	備設線無の号三十五第項一第条二第
										○		○	○									注13○	○	○	○	○	備設線無の号四十五第項一第条二第
										○		○	○										○	○	○	○	備設線無の二の号四十五第項一第条二第
										○		○	○										○	○	○	○	備設線無の三の号四十五第項一第条二第
										○													○	○	○	○	備設線無の号七十五第項一第条二第
										注6○													○	○	○	○	備設線無の二の号七十五第項一第条二第

第二条第一項第五十七号の三の無線設備	○	○	○	○										○			○										
第二条第一項第五十八号の無線設備	○	○	○	○													○										
第二条第一項第五十九号の無線設備	○	○	○	○		注2○											○										
第二条第一項第六十号の無線設備	○	○	○	○		注2○											○										
第二条第一項第六十一号の無線設備	○	○	○	○										○		○	○										
第二条第一項第六十二号の無線設備	○	○	○	○										○		○	○										
第二条第一項第六十三号の無線設備	○	○	○	○												○	○										
第二条第一項第六十四号の無線設備	○	○	○	○												○	○										
第二条第一項第六十五号の無線設備	○	○	○	○																							
第二条第一項第六十六号の無線設備	○	○	○	○																							
第二条第一項第六十七号の無線設備	○	○	○	○										○			○										
第二条第一項第六十八号の無線設備	○	注21○	○	○			注22○					注21○	注21○			注21○											

注1　実施する試験項目は、○印を付したものとする。
2　デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。
3　三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。
4　二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。
5　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。
6　実施する試験項目のうち、この試験によることが著しく困難な場合には、登録証明機関が当該試験に相当するものと認められる試験の結果を記載した試験成績書により、技術基準への適合を審査することができる。
7　秘匿性を有する通信を行う無線局に使用するためのものに限る。
8　設備規則第五十七条に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのものに限る。
9　設備規則第四十条の二第一項に規定するF三E電波を使用する無線局（設備規則第五十八条の二の二第二項に規定する船上通信設備を使用するものに限る。）に限る。
10　設備規則第五十八条の二第一項に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのもの又は設備規則第五十八条の二の二第一項に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのもの（四五〇MHzを超え四六七・五八MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備のものを除く。）に限る。
11　設備規則第五十八条の二第一項に規定する海上移動業務の無線局に使用するためのもの又は設備規則第五十八条の二の二第二項に規定する船上通信設備のものに限る。
12　設備規則第五十八条の二の二第二項に規定する船上通信設備のものに限る。
13　設備規則第十四条の二第一項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。
14　符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備（周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）に限る。

15　設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

16　設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備を除く。

17　設備規則第九条の二第六項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限る。

18　設備規則第五十四条の二の二に規定するラジオゾンデに限る。

19　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

20　占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五GHz以下のものを除く。

21　携帯用位置指示無線標識のうち、G一B電波を使用するものに限る。

22　携帯用位置指示無線標識のうち、A三X電波を使用するものに限る。

様式第七号注4の表中「第2条第1項第67号に掲げる無線設備　LS」を「第2条第1項第67号に掲げる無線設備　LS／第2条第1項第68号に掲げる無線設備　TI」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十三日　　総務大臣　山本　早苗

第二項の表六の項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十五条の二第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第三号の13の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十三日　　総務大臣　山本　早苗

第二項第二号㈠中「故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前」を「偶発的に電波の発射が連続して行われるときは、四十五秒以内」に改め、同号㈢中「十億分の一以下」の下に「であり、かつ、直線回帰により求められた直線からのばらつきは十億分の三以下」を加え、同号㈤を次のように改める。

㈤　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、別図のとおりであること。

第二項第二号㈥(1)を次のように改める。

(1)　構成は、国際的なコスパス・サーサット計画協定に基づいた技術仕様に適合するものであること。

第二項第二号㈥(2)中「最大四四〇ミリ秒」を「四四〇ミリ秒又は五二〇ミリ秒（許容偏差は、それぞれ（±）一パーセントとする。）」に改め、同㈥(3)中

「$G1(X)=1+X^3+X^7$
$G3(X)=G1(X)\cdot(1+X+X^2+X^3+X^4+X^7)$
$G5(X)=G3(X)\cdot(1+X^2+X^3+X^4+X^7)$」を

「$G1(X)=1+X^3+X^7$
$G3(X)=G1(X)\cdot(1+X+X^2+X^3+X^7)$
$G5(X)=G3(X)\cdot(1+X^2+X^3+X^4+X^7)$
$=1+X+X^5+X^6+X^7+X^8+X^{11}+X^{12}$
$+X^{14}+X^{15}+X^{17}+X^{18}+X^{21}$」

に改め、同㈥(4)中「一パーセント」を「（±）一パーセント」に改め、同項第三号㈣を次のように改める。

㈣　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、別図のとおりであること。

別表を削る。

別図を次のように改める。

別図　帯域外領域における不要発射の強度の許容値

1　G1B電波を使用する人工衛星向け信号

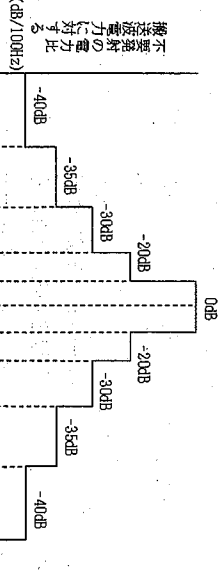

2　A3X電波を使用する航空機向けホーミング信号

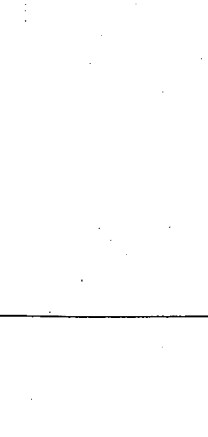

○総務省告示第二百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十五条の三の五第四号及び別表第三号の13の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百七号（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十三日　総務大臣　山本　早苗

第六項第二号中「故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前」を「偶発的に電波の発射が連続して行われるときは、四十五秒以内」に改め、同項第三号中「十億分の一以下」の下に「であり、かつ、直線回帰により求められた直線からのばらつきは十億分の三以下」を加え、同項第五号中「四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射」を「帯域外領域における不要発射」に、「に示す曲線の値とする」を「のとおりであること」に改め、同項第六号(一)中「告示第千二百二十五号別表のとおり」を「国際的なコスパス・サーサット計画協定に基づいた技術仕様に適合するもの」に改め、同号(二)中「最大四四〇ミリ秒」を「四四〇ミリ秒又は五二〇ミリ秒（許容偏差は、それぞれ（±）一パーセントとする。）」に改め、同号(三)中「$G1(X)=1+X^3+X^7$　$G3(X)=G1(X)\cdot(1+X+X^2+X^3+X^7)$　$G5(X)=G3(X)\cdot(1+X^2+X^3+X^4+X^7)$」を「$G1(X)=1+X^3+X^7$　$G3(X)=G1(X)\cdot(1+X+X^2+X^3+X^4+X^7+X^8+X^{11}+X^{12})$　$G5(X)=G3(X)\cdot(1+X^2+X^3+X^4+X^7+X^{14}+X^{15}+X^{17}+X^{18}+X^{21})$」に改める。

第七項第四号を次のように改める。

4　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、告示第千二百二十五号別図のとおりであること。

○総務省告示第二百八十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十五条の三の三の三第五号及び別表第三号の13の規定に基づき、携帯用位置指示無線標識の技術的条件を次のように定める。

平成二十七年八月十三日　総務大臣　山本　早苗

一　一般的条件

1　電波を発射するための専用の装置は、独立した二以上の操作により作動するものであり、装置を起動させたことが容易に分かる構造であること。

2　筐体に、製造者名、型式名、製造番号、識別信号及び電池の有効期限が明確に判読できるように表示されていること。

3　人工衛星からの電波を受信して無線測位を行う機能を有しているものにあっては、筐体に受信空中線の位置が明確に判別されるよう表示されているものであること。

4　人工衛星向けの信号にG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波一二一・五MHzを使用するものであること。

二　G一B電波を使用する人工衛星向け装置の条件

1　空中線端子を短絡又は開放しても故障しないこと。

2　送信は、電波を発射するための専用の装置を起動させてから四十七・五秒を経過した後に行うこと。

3　送信時間は、四四〇ミリ秒又は五二〇ミリ秒（許容偏差は、それぞれ（±）一パーセントとする。）であること。

4　偶発的に電波の発射が連続して行われるときは、四十五秒以内にその発射を停止できる機能を有すること。

5　周波数の変動（十五分間の変動における直線回帰の一分当たりの傾斜の値をいう。）は十億分の一以下であり、かつ、直線回帰により求められた直線からのばらつきは十億分の三以下であること。

6　空中線電力は、五ワット（許容偏差は、（±）二デシベルとする。）であること。

7　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件。以下「告示第千二百二十五号」という。）別図のとおりであること。

8　送信信号は、次の条件に適合するものであること。

(一)　構成は、国際的なコスパス・サーサット計画協定に基づいた技術仕様に適合するものであること。

(二)　自己診断モードで送信する信号の送信時間にあっては、四四〇ミリ秒又は五二〇ミリ秒（許容偏差は、それぞれ（±）一パーセントとする。）であり、かつ、送信回数は一回であること。

(三)　誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりであること。

$$G1(X)=1+X^3+X^7$$
$$G3(X)=G1(X)\cdot(1+X+X^2+X^3+X^7)$$
$$G5(X)=G3(X)\cdot(1+X^2+X^3+X^4+X^7)$$
$$=1+X+X^5+X^6+X^7+X^8+X^{11}+X^{12}+X^{14}+X^{15}+X^{17}+X^{18}+X^{21}$$

(四)　伝送速度は、毎秒四〇〇ビット（許容偏差は、（±）一パーセントとする。）であること。

三　A三X電波を使用する航空機向け装置の条件

1　航空機がホーミングするための信号は、連続送信するものであること。ただし、前項の装置による人工衛星向けの信号の送信により当該航空機がホーミングするための信号の送信が最大二秒間中断される場合は、この限りでない。

2　前号ただし書に規定する中断の後、航空機がホーミングするための信号を再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は、（±）三〇Hz以内であること。

3　尖頭実効輻射電力（送信機から空中線に供給される尖頭電力と与えられた方向における空中線の相対利得との積の値をいう。）は、五〇ミリワット（許容偏差は、（±）三デシベルとする。）であること。

4　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、告示第千二百二十五号別図のとおりであること。